

令和5年度（2023年度）

入学者選抜要項



熊本県立八代清流高等学校

〒866-0061 熊本県八代市渡町松上 1576 番地

TEL (0965) 35-5455

FAX (0965) 35-5680

<https://sh.higo.ed.jp/yatsusei/>

令和5年度（2023年度）
熊本県立八代清流高等学校入学者選抜要項

I	前期（特色）選抜	1
II	後期（一般）選抜	1
1	出願資格	1
2	入学者選抜の方法	1
3	募集人員	1
4	通学区域等	1
5	出願期間と受付場所	2
6	出願手続等	2
7	選抜	4
8	合格者の発表	5
9	その他	5
10	後期（一般）選抜の追検査	5
III	二次募集	7
1	出願資格	7
2	募集人員	7
3	出願期間	7
4	出願手続等	7
5	選抜	8
6	選抜結果の通知等	8
7	その他	8
8	追検査受検者対象の二次募集	8
IV	新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置	10
V	県外からの出願の手続	14
VI	障がいがある受検者への配慮事項	14
VII	海外帰国生徒等の取扱い	14
VIII	新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施	15
IX	郵送による個人情報提供	16
X	合格者説明会	17

令和5年度（2023年度）

熊本県立八代清流高等学校入学者選抜要項

I 前期（特色）選抜

1 実施の有無

実施しない。

II 後期（一般）選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする。

- （1）中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和5年（2023年）3月に卒業見込みの者
- （2）中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和5年（2023年）3月に修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学者選抜の方法

- （1）入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、本校の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。
- （2）調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績を選抜の主たる資料とする。
- （3）身体については、修学不可能と認められる者を除くほか、選抜に差等をつける資料としない。
- （4）入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

3 募集人員

普通科 200人

4 通学区域等

- （1）通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則による。
- （2）通学区域外（以下、「学区外」という。）の出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の13パーセント以内とする。
- （3）学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5パーセント以内とする。

5 出願期間と受付場所

(1) 出願期間

ア 出願期間は、令和5年（2023年）2月2日（木）から2月7日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による出願の場合は、2月6日（月）までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 県外からの出願においても出願期間はアに示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに本校の通学区域内（以下、「学区内」という。）に保護者とともに確実に転居し、入学後も学区内から通学することが確認できることを条件に、特例として令和5年（2023年）2月13日（月）から2月16日（木）午後4時まで受け付ける。なお、この場合、やむを得ない事情のため令和5年（2023年）2月7日（火）までに提出できなかったことを証明する書類を添付すること。

(2) 受付場所 熊本県立八代清流高等学校（熊本県八代市渡町松上 1576 番地）

6 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(ア) 入学願（本校所定の入学願）

- a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- b 学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。
- c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、必要に応じて出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類の提出を求めることがある。

(イ) 受検票（様式3）

(ウ) 写真票（様式4）

(エ) 入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙（様式5）

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円とする。指定の納付書により、令和5年（2023年）1月20日（金）から2月7日（火）正午までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式5に貼付する。いったん納付した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

(オ) 自己申告書（様式6）

- a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。ただし、30日未満の日数であっても希望する方は提出することができる。
- b 自己申告書（様式6をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。
- c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封の上、厳封した後、出身中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。
- d 出身中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、本校校長に提出しなければならない。

(カ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式 38）

海外帰国生徒等の特別措置（※本冊子 14 ページⅦの 2 を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、特別措置適用申請書を添付しなければならない。

(キ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式 37）

県外中学校出身者で本校に出願する者は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付しなければならない。

イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの（ア）～（カ）のほか、次の書類を、令和 5 年（2023 年）2 月 10 日（金）から 2 月 14 日（火）午後 4 時までに、本校校長に提出すること。ただし、日曜日及び国民の祝日は除く。

（ア）調査書（様式 7）

（イ）成績一覧表（様式 8）

(2) 出願の制限

出願は、1 校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3) の「出願変更」及び(4) の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1 回に限り変更することができる。

イ 出願変更期間は、令和 5 年（2023 年）2 月 8 日（水）から 2 月 10 日（金）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

（ア）出願変更したい者は、出身中学校長を経て、本校校長に「出願変更願（甲）」（様式 14：白色）、「出願変更願（乙）」（様式 15：桃色）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、本校で保管する。）

（イ）受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、令和 5 年（2023 年）2 月 13 日（月）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

7 選抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

令和5年(2023年)2月21日(火)及び22日(水)の両日、午前10時から実施する。なお、受検者は、ウ(イ)の集合時刻までに本校体育館に集合すること。

イ 検査場

検査場は、本校とする。

ウ 学力検査問題

(ア) 検査教科、検査時間及び配点等

- a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。
- b 検査時間は、各教科とも50分とする。
- c 配点は、各教科とも50点とする。

(イ) 学力検査時間割

第1日 2月21日(火) 集合時刻 午前9時20分

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:20	12:10	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:20	14:10	50

第2日 2月22日(水) 集合時刻 午前9時20分

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:20	12:10	50

エ 得点の特別処理

実施しない。

(2) 選抜の手順

選抜は、次の手順による。

- ア 各受検者について、学力検査を行った5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。
- イ 調査書の評定については、次の(ア)～(ウ)の手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。
 - (ア) 学力検査を行う5教科(国語、社会、数学、理科、英語)については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その

合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。

(イ) 学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

(ウ) (ア)で補正した5教科の合計点に、(イ)の4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

ウ 受検者の中で、アの学力検査の順位、イの評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

エ 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、学力検査の得点合計の2倍（500点満点）と、評定の総計点（180点満点）との合計点（680点満点）を主たる選抜資料として、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。

(3) 受検者の携帯品

ア 受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパスを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移动通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

イ 上履き

ウ 昼食（第1日）

8 合格者の発表

(1) 発表の日は、令和5年（2023年）3月6日（月）とする。

(2) 受検番号で発表する。本校での掲示による発表は行わず、県教育委員会の特設Webページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。

9 その他

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

10 後期（一般）選抜の追検査

(1) 資格

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜に出願し、次のア～オのいずれかに該当する者で、追検査による受検を希望する者。ただし、後期（一般）選抜の学力検査（以下、「本検査」という。）を受検することができなかった者に限る。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜当日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があつたりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜を受検することができなかった者。

(2) 受検できる高等学校及び学科等

受検できる高等学校及び学科・コースは、後期（一般）選抜に出願した高等学校の同一の課程の同一の学科・コースとする。

(3) 入学者選抜の方法

※ II後期（一般）選抜2を参照のこと。

(4) 募集人員

若干名

(本検査においてすでに募集定員を満たしている場合、本検査の受検者とは別に募集定員を超えて入学を許可することがある。)

(5) 申請期間及び手続等

希望者は、令和5年(2023年)2月21日(火)から2月27日(月)までの間、出身中学校長を経由して、本校校長に、追検査受検願(様式16)を提出すること。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。出身中学校長へは、3月6日(月)までに追検査承認の可否を伝える。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに追検査承認の可否を伝えること。なお、本校校長から追検査の受検が承認された者(以下、「対象者」という。)のみ追検査を受検することができる。

(6) 選抜

ア 学力検査

(ア) 学力検査日時

令和5年(2023年)3月13日(月)、午前9時30分から実施する。

(イ) 検査場

検査場は、本校とする。

(ウ) 学力検査問題

a 検査教科、検査時間及び配点

(a) 検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。なお、英語の検査においてリスニングテストは実施しない。

(b) 検査時間は、各教科とも50分とする。

(c) 配点は、各教科とも50点とする。

(d) 対象者のうち、海外帰国生徒等の特別措置を承認されている者については、国語、数学及び英語のうち、承認された教科での実施とする。

b 学力検査時間割

3月13日(月) ※集合時刻は9:00とする。

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	9:30	10:20	50
休憩				
第2時限	数学	10:40	11:30	50
休憩				
第3時限	英語	11:50	12:40	50

(エ) 選抜の手順

学力検査の結果を「(3) 入学者選抜の方法」に定める資料の一つとして選抜基準を定め、選抜を行う。なお、面接、実技検査は実施しない。

(オ) 受検者の携帯品

本検査に準じる。

(7) 合格者の発表

ア 発表の日は、令和5年(2023年)3月15日(水)とする。

イ 選抜結果について、郵送で令和5年（2023年）3月15日（水）に、対象者に通知（様式18）するとともに、出身中学校長に通知（様式19）し、発表に代える。

(8) その他

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

Ⅲ 二次募集

合格者数が募集定員に満たない場合、二次募集を実施する。

1 出願資格

二次募集を出願することができる者は、令和5年度（2023年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査（以下、「本検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、本検査で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

2 募集人員

募集定員から、後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。

3 出願期間

出願期間は、令和5年（2023年）3月7日（火）から3月9日（木）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、3月8日（水）までの消印となるよう投函すること。

4 出願手続等

(1) 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式20）及び指定の納付書により、令和5年（2023年）3月7日（火）から3月9日（木）正午までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（2,200円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5を、出身中学校長を経て本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、二次募集受付票（様式21）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

(2) 出願は、1校1学科・コース限りとする。

(3) 出身中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式22）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

(4) 上記（1）において、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願先の高等学校長は、次の手続をとること。

ア 出身中学校長は、本校校長宛てに入学願及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5

を3月8日（水）までの消印になるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5のコピーを3月9日（木）正午までにファクシミリで送信すること。

イ アで、出身中学校長からのファクシミリを受け取った本校校長は、折り返し出身中学校長宛てに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接、実技検査等を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付し、面接、実技検査等を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、面接、実技検査等当日に本人であることを確認の上、直接手渡す。

ウ イで、本校校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接、実技検査等の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、志願先の高等学校長に連絡済みの電話連絡を行う。

(5) 上記（3）において、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願を3月8日（水）までの消印となるように投函するとともに、3月9日（木）正午までに、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

5 選抜

(1) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、本校の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

(2) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

6 選抜結果の通知等

選抜結果について、郵送で令和5年（2023年）3月15日（水）に出願者に通知（様式23）するとともに、出身中学校長に通知（様式24）する。

7 その他

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

8 追検査受検者対象の二次募集

(1) 出願資格

令和5年度（2023年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜の追検査を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、追検査で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

(2) 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜、後期（一般）選抜及び二次募集の合格者数を減じた数とする。ただし、二次募集においてすでに募集定員を満たしている場合には、若干名とする。

(3) 出願期間

出願期間は、令和5年（2023年）3月16日（木）から3月17日（金）までの間、毎日

午前9時から午後4時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、3月16日（木）までの消印となるよう投函すること。

（4）出願手続等

ア 追検査受検者対象の二次募集の志願者は、入学願（追検査受検者対象の二次募集）（様式25）及び指定の納付書により、令和5年（2023年）3月16日（木）から3月17日（金）午後4時までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（2,200円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5を、出身中学校長を経て本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、追検査受検者対象の二次募集受付票（様式26）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

イ 出願は、1校1学科・コース限りとする。

ウ 出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式27）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願先の高等学校長は、次の手続をとること。

（ア）出身中学校長は、本校校長宛てに入学願及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5を3月16日（木）までの消印になるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5のコピーを3月17日（金）午後4時までにファクシミリで送信すること。

（イ）（ア）で、出身中学校長からのファクシミリを受け取った志願先の高等学校長は、折り返し出身中学校長宛てに追検査受検者対象の二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接、実技検査等を実施しない場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集受付票を送付すること。

（ウ）（イ）で、本校校長からの追検査受検者対象の二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接、実技検査等の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、本校校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ 上記ウにおいて、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願を3月16日（木）までの消印となるように投函するとともに、3月17日（金）午後4時までに、後期（一般）選抜学力検査追検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

（5）選抜

ア 入学者の選抜は、調査書、追検査の結果等を資料として、本校の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

イ 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

（6）選抜結果の通知等

選抜結果について、郵送で令和5年（2023年）3月22日（水）に出願者に通知（様式28）するとともに、出身中学校長に通知（様式29）する。

（7）その他

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

IV 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置

1 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置 1

(1) 概要

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、追検査当日に新型コロナウイルス感染症等のため追検査を受検することができなかった者については、追検査受検者対象の二次募集に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1による出願ができる。また、特別措置1に限り、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した高等学校の同一課程の同一学科・コースにおいて追検査受検者対象の二次募集が実施される場合は、当該高等学校の同一課程の同一学科・コースに出願することができるものとする。

(2) 出願資格

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、後期（一般）選抜の追検査当日に次のア～オのいずれかに該当したため、追検査を受検することができなかった者で、特別措置1による受検を希望する者。ただし、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した際に、定時制課程における成人特別措置を希望していた者については、全日制課程へ出願することはできない。

また、特別措置1に限り、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した高等学校の同一課程の同一学科・コースにおいて追検査受検対象の二次募集が実施される場合は、当該高等学校の同一課程の同一学科・コースへ出願することができるものとする。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜の追検査当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜の追検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜の追検査を受検することができなかった者。

(4) 募集人員

後期（一般）選抜及び二次募集の合格者数を減じた数

(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1適用申請書の証明

希望者は、令和5年（2023年）3月13日（月）から3月14日（火）までの間、出身中学校長を経由して、後期（一般）選抜の追検査受検願（様式16）を提出した高等学校長に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1適用申請書（様式30）（以下、「特別措置1適用申請書」という。）を提出して、証明を受けなければならない。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。

提出する特別措置1適用申請書の部数は2部とし、1部は証明した高等学校で保管すること。証明を受けた残りの1部は、希望者が、特別措置1による出願時に必要書類とともに志願先に高等学校長に提出しなければならない。

なお、証明した高等学校で保管する特別措置1適用申請書に添付する理由を証明する書類（医師の診断書等又は様式31）については写しでよいものとする。

(6) 出願期間

出願期間は、令和5年（2023年）3月16日（木）から3月17日（金）までの間、毎日

午前9時から午後4時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封の上、3月16日（木）までの消印となるよう投函すること。

（7）出願手続等

ア 特別措置1の志願者は、入学願（追検査受検者対象の二次募集）（様式25）及び指定の納付書により、令和5年（2023年）3月16日（木）から3月17日（金）午後4時までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（2,200円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を添付した様式5を、出身中学校長を経て本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、追検査受検対象の二次募集特別措置1受付票（様式32）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

イ 出願は、1校1学科・コース限りとする。

ウ 出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式27）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願先の高等学校長は、次の手続をとること。

（ア）出身中学校長は、本校校長宛てに入学願及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5を3月16日（木）までの消印になるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式5のコピーを3月17日（金）午後4時までにファクシミリで送信すること。

（イ）（ア）で、出身中学校長からのファクシミリを受け取った志願先の高等学校長は、折り返し出身中学校長宛てに追検査受検者対象の二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接、実技検査等を実施しない場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集受付票を送付すること。

（ウ）（イ）で、本校校長からの追検査受検者対象の二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接、実技検査等の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、本校校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ 上記ウにおいて、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願を3月16日（木）までの消印となるように投函するとともに、3月17日（金）午後4時までに、後期（一般）選抜学力検査追検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

なお、全日制課程及び定時制課程において、志願先の高等学校に提出する出願書類に、後期（一般）選抜の追検査受検願（様式16）を提出した高等学校長に証明を受けた特別措置1適用申請書（様式30）を加えるとともに、全日制課程においては、そのコピーを志願先の高等学校長宛てにファクシミリで送信する書類に加えるものとする。

（8）選抜

ア 実施日

令和5年（2023年）3月20日（月）に実施する。

イ 検査場

検査場は、本校とする。

ウ 検査内容

調査書を選抜の資料とする。

エ その他

入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(9) 選抜結果の通知等

選抜結果について、郵送で令和5年(2023年)3月22日(水)に出願者に通知(様式28)するとともに出身中学校長に通知(様式29)する。

(10) 不合格者の取り扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を提出者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症に係る特別措置2

(1) 概要

令和5年度(2023年度)熊本県立高等学校入学者選抜における全日制課程及び定時制課程の二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の検査実施日に新型コロナウイルス感染症等のため面接等を受検することができなかった者については、調査書等の書類(後期(一般)選抜における学力検査(追検査を含む))を受検している場合はその結果を含める)により選抜を行う。

(2) 資格

令和5年度(2023年度)熊本県立高等学校入学者選抜における全日制課程及び定時制課程の二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の検査実施日に次のア～オのいずれかに該当したため面接等を受検することができなかった者で、特別措置2による選抜を希望する者。

ただし、特別措置2を申請できる高等学校及び学科・コースは、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)に出願した高等学校の同一の課程の同一の学科・コースとする。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の検査当日が就業制限の期間内にある者。

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ その他やむをえない理由により、二次募集(追検査受検者対象の二次募集および特別措置1を含む。)を受検することができなかった者。

(3) 募集人員

後期(一般)選抜及び二次募集の合格者数を減じた数とする。

(4) 申請期間及び手続等

希望者は、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の検査実施日(全日制課程二次募集は令和5年(2023年)3月13日(月)、全日制課程追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1は令和5年(2023年)3月20日(月))からその翌日までの間、出身中学校長を経由して、二次募集(追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。)の出願先の高等学校長に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置2適用申請書(様式33)(以下、「特別措置2適用申請書」という)を提出すること。受付時間は、毎日午前9時

から午後4時までとする。ただし、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1を含む。）の検査実施日の翌日が週休日または祝日の場合は、申請期間を週休日及び祝日を除く検査実施日から週休日又は祝日明けの平日までとする。

出願先の高等学校長は、出身中学校長へ申請期間の最終日までに特別措置2適用の承認の可否を伝える。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに特別措置2適用の承認の可否を伝えること。なお、出願先の高等学校長から特別措置2の適用が承認された者のみが特別措置2による選抜の対象となる。

(5) 選抜

ア 調査書等の書類（後期（一般）選抜における学力検査（追検査を含む。））を受検している場合はその結果を含める。）による選考とする。

イ 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(6) 選抜結果の通知等

ア 二次募集における特別措置2

選抜結果について、郵送で令和5年（2023年）3月17日（金）に出願者に通知（様式23）するとともに、出身中学校長に通知（様式35）する。

イ 追検査受検者対象の二次募集及び特別措置1における特別措置2

選抜結果について、郵送で令和5年（2023年）3月24日（金）に出願者に通知（様式28）するとともに、出身中学校長に通知（様式36）する。

(7) 不合格者の取り扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

3 その他

新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1及び2については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては内容を変更することがある。

V 県外からの出願の手続

1 県外中学校出身者で本校に出願する場合

- (1) 県外中学校出身者で本校に出願する者は、この要項のⅡの6の(1)に示した必要書類等を本校校長に提出すること。
- (2) 当該中学校長は、成績一覧表(様式8)については、熊本県教育委員会(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て)及び本校校長に各1部を、令和5年(2023年)2月10日(金)から2月14日(火)までに提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。なお、様式については、本校校長に問い合わせること。また、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。
- (3) 書類不備の場合、入学願は受け付けない。
- (4) 出願に当たっての必要な書類は、本校校長に請求すること。

VI 障がいがある受検者への配慮事項

1 手続の方法等

出身中学校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。

2 具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など。その他、必要に応じて個別に対応する。

VII 海外帰国生徒等の取扱い

1 海外帰国生徒等への配慮事項

出身中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。

2 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 資格

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

ア 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校(義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。)4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校(義務教育学校、特別支援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。)に編入学できなかった者で、平成29年(2017年)4月1日以降に帰国した者

イ 外国人生徒で、原則として、入国後小学校(義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。)4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校(義務教育学校、特別支援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。)に編入学できなかった者で、平成29年(2017年)4月1日以降に入国した者

ウ 海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、令和2年（2020年）4月1日以降に帰国した者

(2) 特別措置の内容

ア 5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(3) 入学を許可し得る数は、募集人員枠内で若干名とする。

(4) 出願手続等

ア 出身中学校長は、(1)のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検が必要と認められる者が受検を希望する場合には、すみやかに本校校長に連絡すること。

イ この特別措置の適用を受けようとする者は、出身中学校長を経由して、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式38）を入学願とともに本校校長に提出すること。

Ⅷ 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施

1 受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長はあらかじめ受検者に次の点を周知しておくこと。

(1) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

受検者は、検査前の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

(3) 受検できない者

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、次に示す条件のもと、受検できる）

以下の（ア）～（エ）のいずれの要件も満たし、本選抜要項で示す感染対策が講じられており、受検者が受検を希望する場合は、検査の前日までに、出身中学校長を通じて、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式40）を提出すること。

（ア）初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受検不可とする。

（イ）受検当日も無症状であること

※保健所等において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検者から検査の前日までに、出身中学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記（ア）及び（イ）の要件を満たすことを確認した上で受検を認める。（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通

常どおりの受検とする。)

(ウ) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

※出身中学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

(エ) 終日、別室で受検すること

(4) 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみ受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長を通じて本校校長に申し出ること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えること。

(5) 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、検査における指定された席で黙食すること。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

(6) 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

(7) 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。

IX 郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

1 提供する個人情報

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 提供を希望できる者

上記1の学力検査の出願者本人

3 提供する期日等

令和5年（2023年）3月23日（木）から3月27日（月）までの間に、本校から本人宛て簡易書留にて発送する。

4 提供を希望する際の手続等

(1) 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式39）及び返信用封筒（長形3号）を、

- 入学願とともに本校校長に提出すること。なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分（郵送料84円分及び簡易書留の料金320円分）を貼ること。
- (2) 出願変更をする場合は、出願者は、本校校長から、提供希望願及び返信用封筒を受け取り、新たに出願変更をする高等学校長に提出すること。

5 留意事項

- (1) 提供希望願（様式39）の用紙は、中学校において作成すること。
- (2) 出身中学校長は、入学願及び提供希望願により、提供の希望の有無を確認すること。さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

X 合格者説明会

合格者に対する説明会は、令和5年（2023年）3月24日（金）午後1時30分から本校体育館において行う。なお、保護者同伴のこと。